

外国国家発行の債券償還請求事件

事案の概要

原告：日本の大手銀行

被告：外国国家

外国国家が日本において債券を発行したものの償還期日に支払いがなされなかった。そのため、債券の管理会社である銀行が債券保有者の訴訟担当として当該外国国家に対して債券の償還を求めて訴訟を提起した。訴訟では自らは債券を保有していない銀行が任意的訴訟担当として原告適格を有するかが争点となった。第1審及び控訴審では債券保有者から銀行に対する訴訟追行権の授与がないとして訴えを却下した。これに対し、最高裁では、訴訟追行権の授与があったと認定し、かつ原告による訴訟追行を認める合理的必要性があるとして原告適格を認めた。原判決破棄、差戻し。

(当事務所は外国国家を代理)

本件が掲載されている判例集・雑誌等

判例タイムズ第1428号35頁

最高裁判所民事判例集第70巻5号1157頁

裁判所ウェブサイト

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85927